

# 需 給 運 用 指 針

2024年9月1日実施

中部電力パワーグリッド株式会社

# 需 給 運 用 指 針

## 目 次

### 第1章 総 則

- |               |   |
|---------------|---|
| 1 目的 .....    | 1 |
| 2 適用範囲 .....  | 1 |
| 3 用語の定義 ..... | 1 |

### 第2章 供給区域の需要および供給力ならびに調整力に関する計画

- |                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| 1 供給区域の需要および供給力ならびに調整力に関する計画の作成 ..... | 2 |
| 2 再生可能エネルギーの発電計画等の提出, 通知および確認 .....   | 2 |

# 需 給 運 用 指 針

## 第 1 章 総 則

### 1 目 的

この指針は、供給区域の需給運用に関する基本的な事項を定め、電力系統の安定的かつ公正な電力供給を図ることを目的とする。

### 2 適用範囲

この指針は、系統運用部門が供給区域の需給運用に係わる業務を行う場合に適用する。

### 3 用語の定義

この指針における用語の定義は、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）が定める業務規程および送配電等業務指針に準ずる他は、次のとおりとする。

用 語	定 義
供給区域 需給計画 作成箇所	供給区域の需要および供給力ならびに調整力に関する計画の作成を担当する 部署  ◇年間計画：系統運用部 給電計画グループ  ◇月間計画，週間計画，翌々日計画，翌日計画，当日計画：中央給電指令所

## 第2章 供給区域の需要および供給力ならびに調整力に関する計画

### 1 供給区域の需要および供給力ならびに調整力に関する計画の作成

#### (1) 計画の受領

供給区域需給計画作成箇所は、発電契約者および託送供給契約者（以下「発電契約者等」という。）から提出される発電計画、販売計画、需要計画および調達計画（以下、「発電計画等」という。）を広域機関経由で受領する。供給区域需給計画作成箇所は、「平常時系統運用指針」に定める系統運用計画の作成に使用するため、受領した発電計画を給電制御所へ通知する。

中央給電指令所は、以下の場合において、より詳細な検討を行う必要があるときは、理由を説明した上で、発電契約者等に対し、当該計画に関するより詳細な断面の発電計画等その他必要な資料の提出を求めることができる。

- ◇ 供給区域における潮流の状況を予測する場合
- ◇ 供給区域の需給状況を把握する場合
- ◇ その他電力系統の適切な監視に必要な場合

#### (2) 供給区域の需要および供給力ならびに調整力に関する計画の作成

供給区域需給計画作成箇所は、発電契約者等が提出する発電計画等をもとに、供給区域の需要および供給力ならびに調整力に関する計画を作成する。なお、作成にあたっては各計画断面で発電事業者等の供給力の調達状況を把握するとともに、供給区域全体の需給安定が確保されることを時系列的に確認し、周波数調整に必要な調整力を確保する。また、「平常時系統運用指針」に定める系統運用計画と協調を図り、送電系統の信頼度を確保できるように作成する。各計画作成時における作成内容は、第1表のとおりとする。

#### (3) 供給区域の需要および供給力ならびに調整力に関する計画の提出

供給区域需給計画作成箇所は、第1表に基づき、供給区域の需要および供給力ならびに調整力に関する計画を広域機関へ提出する。

### 2 再生可能エネルギーの発電計画等の提出、通知および確認

(1) 中央給電指令所は、FIT電源により発電された電気の調達および供給する一般送配電事業者として、発電計画、調達計画および販売計画を広域機関に提出する。

(2) 中央給電指令所は、再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者（登録特定送配電事業者を含む。以下同様）の発電計画（この項においては翌日計画を指す。）の計画値の通知もしくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業者の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。）または電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年6月3日法律第59号）による改正前のFIT法に定める特定契約を締結している小売電気事業者で

あって、特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知もしくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。）の発電計画（以下「特例発電計画」という。）について、次のとおり通知および確認を行う。

ア 太陽光電源または風力電源の場合

中央給電指令所は、特例契約者および旧特例契約者（以下「特例契約者等」という。）が作成した様式に、実需給日の前々日16時までに、特例発電計画に係る太陽光電源または風力電源の発電計画の値を入力する。また、実需給日の前日6時までに、入力した値について見直し、再入力する。

イ 水力電源、地熱電源またはバイオマス電源の場合

中央給電指令所は、実需給日の前々日16時までに、特例契約者等が作成した特例発電計画に係る水力電源、地熱電源またはバイオマス電源の発電計画の妥当性を確認する。

(需給運用指針)

第1表 供給区域の需要および供給力ならびに調整力に関する計画の作成・提出の内容

	年間計画	月間計画	週間計画	翌々日計画	翌日計画	当日計画	
対象期間	第1～ 第2年度	翌月, 翌々月	翌週, 翌々週	翌々日	翌日	当日	
提出期限	毎年 3月25日	毎月25日	毎週木曜日	毎日 17時30分 (※1) (※2)	毎日 17時30分 (※1)	30分ごとの 実需給の開始 時刻の1時間 前	
作成・ 提出内容	供給 区域 需要 電力	各月平休日別 の需要電力の 最大値および 最小値	各週平休日別 の需要電力の 最大値および 最小値	広域機関が指 定する2点の 時刻の日別の 需要電力	週間計画と同 一2点の時刻 の需要電力	翌日の30分ご との需要電力	当日の30分 ごとの需要電 力
	供給 区域 供給 電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力
	供給 区域 予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力
	供給 区域 調整力	—	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ), 調整力確保量 (上げ)および 調整力確保量 (下げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ), 調整力確保量 (上げ)および 調整力確保量 (下げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ), 調整力確保量 (上げ)および 調整力確保量 (下げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ), 調整力確保量 (上げ)および 調整力確保量 (下げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ), 調整力確保量 (上げ)および 調整力確保量 (下げ)

(※1) 提出日が休業日の場合も含む。

(※2) 週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。  
ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。